

まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業連携推進要綱

〔令和4年4月25日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが自分の住むまちに誇りや愛着を感じ、自分がこのまちの一員として、このまちをより良くするために関わっているという「当事者意識」を育むため、本市と市内企業等との連携に関する必要な事項を定めるものとする。

(まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業登録)

第2条 市長は、本市を拠点に活動し、前条の趣旨に賛同する企業等から申請のあった場合は、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業」(以下「パートナー企業」という。)として登録する。

2 市長は、前項の企業等のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる企業等は登録の対象としない。

- (1) 過去3年間に、社会通念上不適切と判断される行為(不法行為等)を行った企業等。
- (2) 事業主又は事業主の役員等(経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する企業等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。以下この号において同じ。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている企業等。

(パートナー企業との連携事業等)

第3条 パートナー企業と本市が連携する市民等のまちへの誇りと愛着の醸成に資する具体的な取組については、市とパートナー企業による意見交換をふまえ、調整・決定する。

(登録申請)

第4条 パートナー企業として登録しようとする企業等は、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業登録申請書」(様式第1号。以下「登録申請書」という。)および誓約書(様式第2号)を市長に提出する。

2 市長は、前項の登録申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、登録の可否を決定する。

(登録書の通知等)

第5条 市長は、パートナー企業として登録する企業に対し、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業登録書」(様式第3号)を通知するほか、Webサイトにて活用することのできるまちへの誇りと愛着醸成パートナー企業認定ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を交付する。

(パートナー企業の周知等)

第6条 本市は、パートナー企業に登録された企業等の企業名等を本市ホームページおよび市公式SNS等で紹介し、広く周知するものとする。また、ロゴマークは、パートナー企業の運営するホームページ等に掲載できるほか、名刺、ポスター等、当該企業等の発信媒体に掲載できるものとする。

(変更および廃止等)

第7条 パートナー企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業登録事項(変更・廃止)届出書」(様式第4号)を市長に提出する。

- (1) 企業および事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業および事業所の住所を変更したとき。
- (3) 合併又は解散もしくは事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(登録の取消し等)

第8条 パートナー企業が、何らかの事由により登録を取消したいときは、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業登録取消届出書」(様式第5号)を市長に提出する。

2 市長は、パートナー企業が、社会通念上不適切と判断される行為(不法行為等)を行った場合又は、解散もしくは事業の休止又は廃止等事業活動の存続が困難となった場合は、その登録を取り消すことができる。

(庶務)

第9条 この要綱に関する事務は、人口減少・移住定住対策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。